

# 定 款



特定非営利活動法人  
全国障害者福祉援護協会

# 目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員・評議員・顧問および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更・解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

————— 附 則 —————

# 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国障害者福祉援護協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区羽衣町3丁目6番3号に置く。

2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を次の各号の地に置く。

- (1) 岡山県岡山市富田8番地の3
- (2) 鹿児島県鹿児島市薬師一丁目18番13号
- (3) 大阪府大阪市城東区蒲生二丁目10番34号
- (4) 石川県小松市矢崎町ナ9番地
- (5) 青森県五所川原市字一ツ谷507番地26
- (6) 北海道札幌市清田区真栄1条2丁目1番地25

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者に対して、その社会的自立の促進と生活の質的向上に関する事業を行い、あわせて、広く一般に対して、障害者への理解と交流の促進を図る事業を行い、もって我が国の障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 福祉・保健または医療の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の増進を図る活動。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業。

障害者を対象とした文化・教養およびスポーツ等のイベント開催。

障害者関係の団体が行うイベント等へのボランティア派遣。

障害者に対する情報の収集・加工および提供。

障害者福祉に関する講演会およびフォーラム等の開催。  
障害者福祉におけるボランティアおよび専門技能者の育成。  
障害者福祉に関する資料収集および刊行物の発行。  
障害者福祉におけるバリアフリーの整備促進および広報活動。  
障害者の社会生活の円滑化を支援する相談会などの開催。  
障害者ならびに障害をもつ高齢者に対する居宅介護サービスの提供。  
21世紀における新しい国民健康づくり運動の推進。

(2) 収益事業。

この法人の発行する会報および刊行物における広告媒体の提供。  
障害者の生活の利便性向上に貢献する物品等の企画および販売。

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。  
(2) 特別会員 この法人の事業に顕著な功績があった個人および団体、または福祉関係者および学識経験者。

(入 会)

第7条 正会員については、特に条件を付さないものとする。

2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。  
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときには、速やかに理由を付し書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。  
4. 特別会員は、理事の推薦に基づき、理事会の承認を得た者とし、入会の手続きを要せず、本人および団体の代表者による承諾をもって特別会員となるものとする。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。  
2. 特別会員は、会費の納入を免除されるものとする。

(会費の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を6ヶ月以上継続して滞納し、その督促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

2. 特別会員が次の各号の一つに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または特別会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員および特別会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するにいたったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員・評議員・顧問および職員

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内。
- (2) 監事 1人以上2人以内。

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。なお、必要に応じて理事のうち、1人を会長として置くことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 理事長・副理事長および会長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事またはこの法人の顧問および職員を相互に兼ねることができない。また、監事は、相互にその配偶者もしくは3親等以内の親族であってはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または、欠けたときは、その職務を代行する。
3. 会長は、理事長を補佐し、主に広報的な活動を准進する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 この法人の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任す

るまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するにいたったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。  
(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。  
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第20条 この法人に、評議員15人以上40人以内を置く。  
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命するものとし、その任期は2年とする。  
3. 評議員は、評議員会を構成して、理事会および理事長の諮問に応じ、必要な事項を審議し答申する。また、理事会および理事長の要請に応じ、事業の准進に必要な支援を行うものとする。  
4. 評議員会は、理事長が招集するものとし、その議長は会議の都度、出席評議員の互選で定める。  
5. 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。  
2. 顧問は、理事の准薦に基づき、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(職 員)

第 2 2 条 この法人に、事務局長、その他の職員を置く。  
2 . 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総 会

(種 別)

第 2 3 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 2 4 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 2 5 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散。
- (3) 合併。
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更。
- (5) 事業報告および収支決算。
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬。
- (7) 会費の額。
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 5 2 条において同じ）その他、新たな義務の負担および権利の放棄。
- (9) 事務局の組織および運営。
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項。

(開 催)

第 2 6 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 . 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 5 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。



(招集)

- 第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第31条 各正会員の表決権は、個人または法人、会費の納入額の多寡にかかわらず、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
  4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所。

- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。
  - (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
  - (5) 議事録著名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録著名人2人以上が著名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（開催）

第35条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)。
  - (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
  - (5) 議事録著名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録著名人2人以上が著名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 資産から生じる収入。

(5) 事業にともなう収入。

(6) その他の収入。

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産および収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計および収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれにともなう収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更生)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り超すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更・解散および合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。  
(1) 総会の決議。  
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。  
(3) 正会員の欠亡。  
(4) 合併。  
(5) 破産。  
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し。  
2. 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。  
3. 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第 5 5 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げる者のうち、社会福祉法人日本盲人会連合に譲渡するものとする。

( 合 併 )

第 5 6 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 5 7 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

## 第 1 0 章 雑 則

( 細 則 )

第 5 8 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 . この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 . この法人の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	間野	和彦
理 事 長	永田	近
副理事長	柴田	俊明
理 事	牧島	かれん
理 事	川嶋	昭宜
理 事	妹尾	基司
理 事	岡部	綾子
理 事	中込	信子
理 事	西	貴義
監 事	竹花	敏夫
監 事	小林	彰

3 . この法人の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、個人の会員の場合は、1口につき月額会費1,200円とし、法人の会員の場合は、1口につき月額会費5,000円とする。

4 . 平成 1 2 年 6 月 2 9 日定款一部変更。

5 . 平成 1 4 年 5 月 2 4 日定款一部変更。

6 . 平成 1 7 年 5 月 2 7 日定款一部変更。

7 . 平成 1 8 年 5 月 2 7 日定款一部変更。

8 . 平成 1 9 年 5 月 2 5 日定款一部変更。